

2026年版

リーダーズ
Zoom
定例会

第1回



リーダーズ総合研究所



辰巳法律研究所
Tatsumi legal institute

【第1回 Zoom定例会】

1 学習法.....	1
2 民法の復習.....	10
3 記述式の学習法.....	15



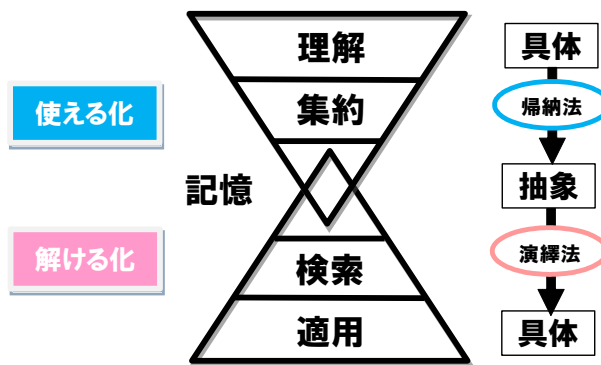
1

知識の使える化

1 総説

(1) リーダーズ式☆5ステップ学習法

リーダーズ式☆5ステップ学習法とは、①理解→②集約→③記憶→④検索→⑤適用という5ステップで、資格試験の学習をしていく方法論をいう。



この5ステップ学習を行う前提として、各科目、本試験で出題される大問となる各テーマに、どのようなテーマがあるのかを意識しておく必要がある。

なお、記述式においては、テーマ名を書かせるテーマ未表示型の問題が中心になっているため、Aランクのテーマについては、しっかりとテーマ名を記憶しておく必要がある。

(2) パレートの法則(80:20の法則)

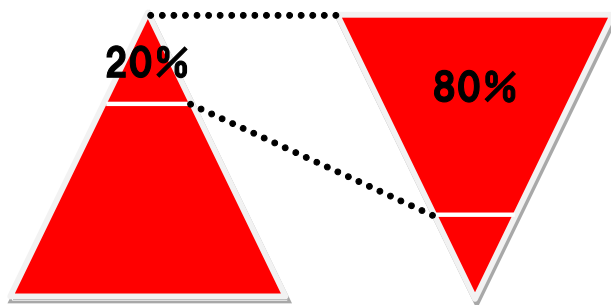
前述のように、本試験で出題される大問となる各テーマを分析してみると、本試験に毎年出題されているテーマ、2~3年おきに出題されているテーマ、10年おきくらいに出題されているテーマ、未出題のテーマなど、各テーマの本試験での頻出度というものがある。

	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
権利能力			○				○			○	
制限行為能力	○					○					○
意思表示	○		○				○	○			
代理		○			○						○
時効		○			○				○		
無効・取消し									○		
条件・期限				○							
物権総論			◎				○				
不動産物権変動			○						○	○	
動産物権変動					○						○
占有権								○			
相続関係	○				○						
共有		○									
留置権	○						○				
先取特権		○									
質権					○						
抵当権・譲渡担保		○		○	○	○	○	○	○	○	

	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7
債務不履行	○	○						○	○	○	
債権者代位権		○					○				
詐害行為取消権		○									
連帯債務			○						○		○
保証										○	
債権譲渡・債務引受							○				○
弁済・相殺	○			○					○		
契約の解除								○	○		
同時履行の抗弁権							○				
無償契約	○										
売買契約								○			○
賃貸借契約			○	○	○	○		○			
消費貸借契約											○
委任契約						○					
請負契約											
不当利得											○
不法行為		○	○	○	○	○	○	○	○	○	

すべてのテーマについて、万遍なく学習していくのが理想ではあるが、可処分学習時間が少ない社会人の方には、そういう勉強は時間的にも難しい。そこで、本試験に頻出しているテーマから、ABCというように重要度のランク付けをして、日々の学習にも優先順位を付けていくことが必要となる。

ここで参考になるのが、パレートの法則である。パレートの法則とは、経済において、全体の数値の大部分は、全体を構成するうちの一部の要素が生み出しているという理論をいう。80:20の法則ともいう。

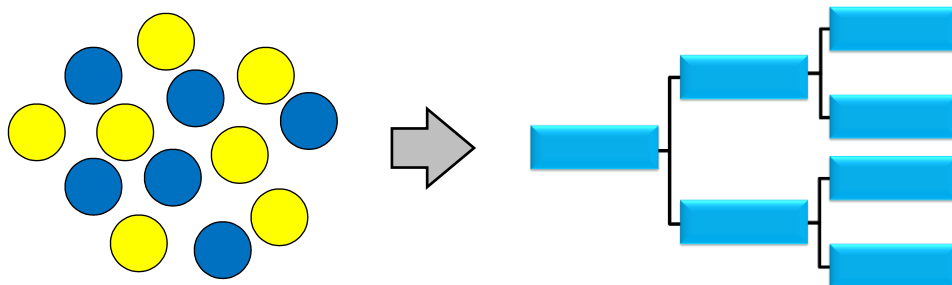


パレートの法則により、まずは、本試験でも頻出しているAランクのテーマについて優先的に学習を進めていくことで、行政書士試験の合格点である180点を取ることができる確率が上がっていくはずである。

2 各論

(1) 理解

資格試験の学習をする際に、まずは、各テーマの内容を理解することが必要である。民法の場合、本試験で問われるのは、条文と判例の知識であるから、各条文の制度趣旨、要件・効果、判例のロジックや結論を、1テーマずつ理解していかなければならない。



この理解の段階で大切なことは、ひとつひとつの知識をバラバラに理解するのではなく、常に、全体→部分というように、体系的に理解していくことである。細かい知識は、時間が経つにつれて、すぐに忘れてしまうが、体系的に理解した知識は、時間が経っても忘れにくくなるはずである。

体系的に理解するためには、フレームワーク思考が役立つ。フレームワーク思考とは、物事を理解しやすく、また、説明しやすくするために、対象となる課題につき、全体の枠組みを使用して、その中で様々な事項・要素を考え出していくことをいう。

民法と行政法については、記述式があるので、民法と行政法のフレームワーク(全体構造)＝

地図をアタマの中に入れておいてほしい。

このように、理解の段階においても、記憶から逆算した体系的な理解が必要となる。

また、理解をする際には、テキストによるインプットと同時に、過去問等によるアウトプットも、早め早めに行っていくと、より効果的な理解につながるはずである。

テキストを読んだり、講義を視聴しただけでは理解しづらいところも、問題を検討することで、理解することができるようになる場合も多々あるので、是非、インプット⇄アウトプットクロスリファレンス学習法を取り入れた学習を進めてほしい。

また、テキストを読んだり、講義を視聴したりする場合も、1週目は、各科目のフレームワーク(全体)を掴む感じで、途中よくわからないところがあっても、そこで立ち止まらないで、なるべく早いうちに、1回転させることが重要である。

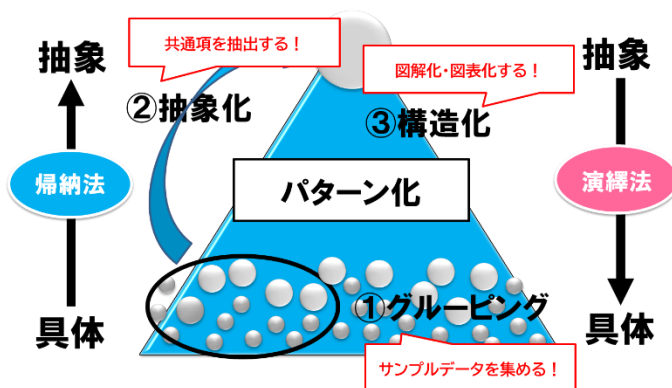
1週目で、全てを理解するのは無理であるし、1週目に、あまり時間をかけてしまうと、前に学習したことをどんどん忘れてしまうため、かえって効率が悪くなり、短期合格が難しくなってしまうからである。

(2) 集約

資格試験の学習において、記憶すべき知識は膨大であり、そのすべてを記憶することは難しい。そこで、記憶量を減らして、知識の精度を高めていくために、知識を集約化していく必要がある。

資格試験においては、本試験でよく問われるテーマや内容というものが存在するため、その頻出テーマの出題のツボ(出題パターンと解法パターン)を掴むことが、どの資格試験においても、短期間で合格するための秘訣である。

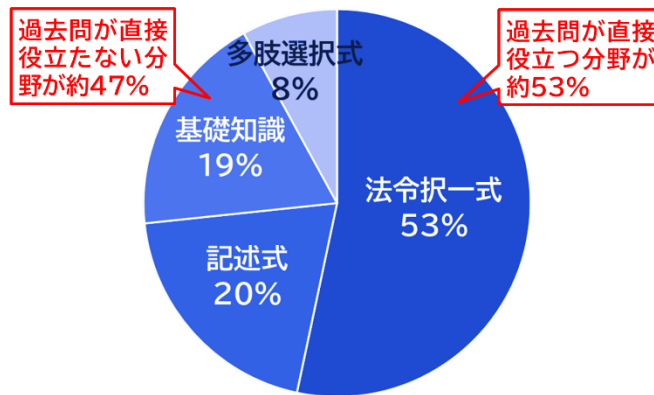
その意味で、まずは、過去問で頻出している典型的パターン問題については、本試験で落とさないように、出題のツボ(出題パターンと解法パターン)をしっかりとアタマに入れておく必要がある。



出題のツボ(出題パターンと解法パターン)を掴むためには、過去問などの問題を、各テーマごとに、①グルーピング→②抽象化→③構造化していく必要がある。抽象化とは、一見すると表面が違って見えるものの中に、共通点を発見することをいう。

なお、過去問は、それを何回も繰り返し解いて、問題と解答を記憶していくためのツールではなく、①どのようなテーマから、②どのような内容の問題が、③どのような視点から出題されているのか、その出題のツボ(出題パターンと解法パターン)を掴むためのツールである。

前述したように、本試験で問われているのは、過去問そのものではなく、条文と判例の知識であることがわかれば、過去問をただ何回も繰り返し解く必要性がないことは自ずとわかるはずである。また、過去問を何回も繰り返し解いても、知識の穴が多いため、本試験では、法令択一式(160点)で4割程度得点できるにすぎない。



解法ナビゲーション講座では、約3,500肢の肢別ドリルと重要ポイントノートを使いながら、各テーマの出題のツボ(出題パターンと解法パターン)を伝授していくので、その出題のツボ(出題パターンと解法パターン)を、記憶用ツールである重要ポイントノートへしっかりとフィードバック(集約)しておいてほしい。

この出題のツボ(出題パターンと解法パターン)を集約した重要ポイントノート又は総整理ノートが、直前期の記憶において役立つはずである。

同じような勉強をしても、大きな差が付いてしまうのは、知識をひとつひとつバラバラなものとしてアタマに入れるか、それとも、全体→部分というように、出題のツボを体系的にアタマに入れていくのか、その差が大きいはずである。

STEP 2 肢別ドリル

【無権代理】

07-17 民法出題 平成28年
Q Aが所有する甲土地につき、Aの長男BがAに無断で他人の代理人と称してCと売却した。Aが各種売買契約につき蓋印を捺した後に死亡してBが相続した。Bは、甲土地の所有権を継承したと主張しているが、甲土地の所有権は誰のものか。Cは、Aに押し、Bの相続分の範囲で甲土地の所有権を主張することができるか。
× (模範答 18.7.17)

07-18 民法出題 平成28年
Q Aが、妻Yを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCと売却した。Bが無権代理行為の蓋印を捺した後に死亡してBが相続した。Bは、甲土地の所有権を継承したと主張しているが、甲土地の所有権は誰のものか。Cは、Aに押し、Bの相続分の範囲で甲土地の所有権を主張することができるか。
× (模範答 18.7.17)

07-19 民法出題 平成28年
Q Aは、自らから代理権を授けられていないにもかかわらず、Cとの間で所有権の甲土地の売買契約を締結した。甲土地の所有権を継承した長男Bは、その間にAが死亡した。Bは、甲土地の所有権を継承したと主張しているが、甲土地の所有権は誰のものか。Cは、Aに押し、Bの相続分の範囲で甲土地の所有権を主張することができるか。
○ (模範答 18.7.17)

07-20 民法出題 平成28年
Q Aが所有する甲土地につき、Aの長男BがAに無断で他人の代理人と称してCと売却した。Aが死亡してBがAの妻Dと共に共同相続した。Bが無権代理行為の蓋印を捺した後に死亡してBが相続した。Bは、甲土地の所有権を継承したと主張しているが、甲土地の所有権は誰のものか。Cは、Aに押し、Bの相続分の範囲で甲土地の所有権を主張することができるか。
○ (模範答 18.7.17)

07-21 民法出題 平成28年
Q 無権代理人が本人から継続的に第三者の資金提供につき本人名義で連帯保証契約を締結した。本人が連帯保証契約を締結しなかったとしても、無権代理人本人が本人から継続的に資金提供を受けた部分について、無権代理行為は無効となるか。
× (模範答 18.7.17)

07-22 民法出題 平成28年
Q Aが、妻Yを代理する権限がないのに、Bの代理人と称してCから売買を請け付けた。Bが死亡して、Bの長男DがAの妻Eと共に共同相続した。Dが無権代理行為の蓋印を捺した後に死亡してDが相続した。Dは、甲土地の所有権を継承したと主張しているが、甲土地の所有権は誰のものか。Cは、Aに押し、Dの相続分の範囲で甲土地の所有権を主張することができるか。
× (模範答 18.7.17)

代理

04-6 無権代理と相続

出題	無権代理と相続
無権代理人の本人と被代理人の間の関係	本人が無権代理人を締結した場合
A所有の不動産を子Bが無断でCに売却し、その間、本人Aが死亡し、Bが相続した。Bは、甲土地の所有権を継承したと主張しているが、甲土地の所有権は誰のものか。Cは、Aに押し、Bの相続分の範囲で甲土地の所有権を主張することができるか。	本人が無権代理人を締結した場合
無権代理行為は当然に無効である。相続により、無権代理人の遺言による甲土地の所有権の承継は本人Aに帰したことになる。本人Aが死亡した時点で、甲土地の所有権は本人Aの相続人であるBに承継した。Bは、甲土地の所有権を継承したと主張しているが、甲土地の所有権は誰のものか。Cは、Aに押し、Bの相続分の範囲で甲土地の所有権を主張することができるか。	共同相続の場合
無権代理行為は当然に無効である。相続により、無権代理人の遺言による甲土地の所有権の承継は本人Aに帰したことになる。本人Aが死亡した時点で、甲土地の所有権は本人Aの相続人であるBに承継した。Bは、甲土地の所有権を継承したと主張しているが、甲土地の所有権は誰のものか。Cは、Aに押し、Bの相続分の範囲で甲土地の所有権を主張することができるか。	本人の死亡による承継
無権代理行為は当然に無効である。相続により、無権代理人の遺言による甲土地の所有権の承継は本人Aに帰したことになる。本人Aが死亡した時点で、甲土地の所有権は本人Aの相続人であるBに承継した。Bは、甲土地の所有権を継承したと主張しているが、甲土地の所有権は誰のものか。Cは、Aに押し、Bの相続分の範囲で甲土地の所有権を主張することができるか。	本人の死亡による承継

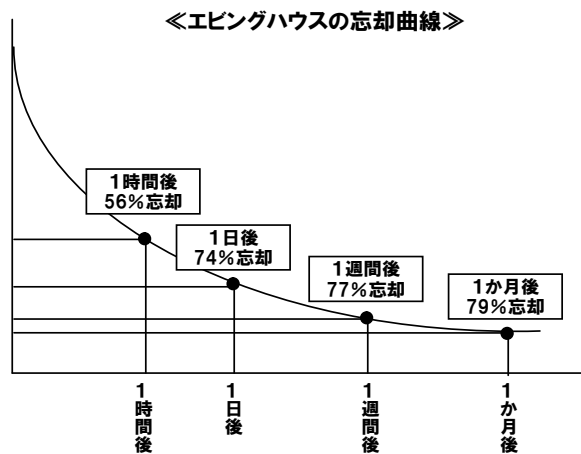
(3) 記憶

資格試験の学習においては、理解して集約した知識は、最後に記憶しておかなければならない。したがって、資格試験の学習においては、常に、①何を、②どのように記憶しておけば本試験で得点できるのかということ意識しておく必要がある。記憶から逆算した学習法である。

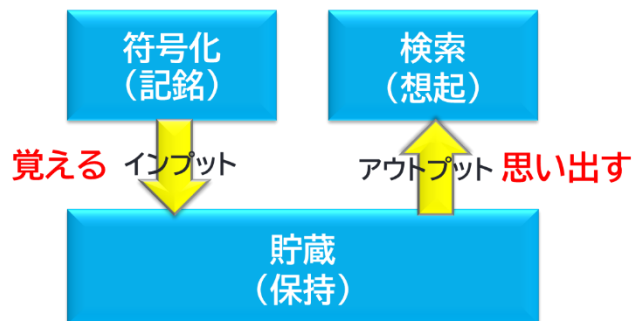
例えば、テキスト等に記載してある図表などでも、すべてを記憶する必要はなく、どこを、どのように記憶しておけば得点できるのかを、過去問などの分析によって把握しておけばよい。

また、知識を数回見直ただけで記憶することができる人は、ほとんどいないので、本試験までに、集約化した知識が記載されているツールを、何回も、何十回も見直していく必要があるのは、当然である。

エビングハウスの忘却曲線^①で有名なエビングハウスの研究によれば、人は新しい情報を学習した直後に、1時間後には44%、1日後には26%、1週間後には23%、1か月後には、わずか21%の情報しか記憶に残らないとされている。

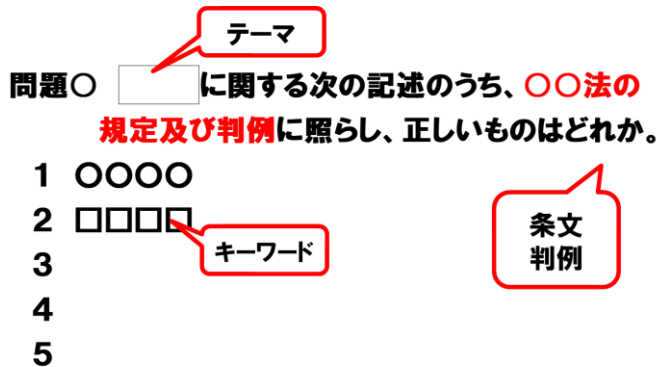


この曲線は、人間の記憶が反復なしでは非常に脆弱であることを示しているが、一方で繰り返し学習を行うことで、記憶の保持が改善されることも明らかにされているので、一定の間隔を空けた復習を取り入れる「分散学習」が効果的である。



1 総説

通常、本試験では、問題文に、「〇〇法の規定及び判例に照らして」と指示があるので、まず問題文中の「キーワード」を発見して、その問題を解くために必要な条文と判例の前提知識を「アタマ」の中から「検索」していく。次に、その「検索」した前提知識を、問題文の事例に「適用」(あてはめ)して、正誤の判断をしていく。

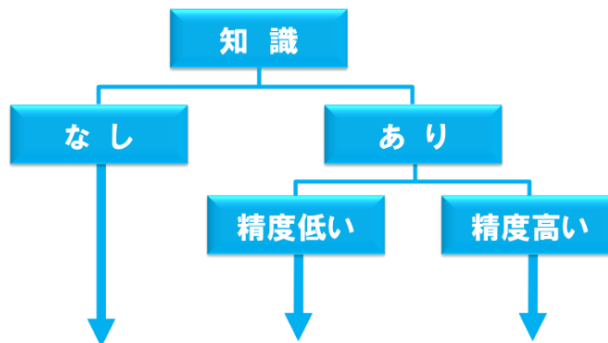


したがって、問題が解けないという場合、この前提知識の①「記憶」→②「検索」→③「適用」のどこかで躓いていること(ボトルネックが存在すること)が、その要因として考えられる。

2 各論

(1) 記憶

本試験(法令科目)では、主に、条文と判例の知識を問うため、本試験で問題が解けない最大の要因は、前提知識の「記憶」の段階にあると思われる。つまり、問題を解くために必要な前提知識が「ない」か、あるいは、前提知識が「ある」けれども、その精度が低いことが、試験で問題が解けない最大の要因である。



問題を解くために必要な前提知識が「ない」場合、知識を入れていけば、問題が解けるようになるはずである。もっとも、問題を解くために必要な前提知識が「ある」場合でも、その知識の精度が低ければ、問題を解くことができない。

知識の精度が「低い」というのは、知識の使える化(①理解→②集約→③記憶)でいうと、①「理解」が不十分である場合と、③「記憶」が不十分である場合を意味する。

「理解」が不十分である場合、前述のように、各条文の制度趣旨、要件・効果、判例のロジックや結論を、1テーマずつ理解していかなければならない。

この「理解」の段階で大切なことは、ひとつひとつの知識をバラバラに理解するのではなく、常に、全体→部分というように、体系的に理解していくことである。細かい知識は、時が経つにつれて、すぐに忘れてしまうが、体系的に理解した知識は、時が経っても忘れにくくなるはずである。このように、理解の段階においても、記憶から逆算した体系的な理解が必要となる。

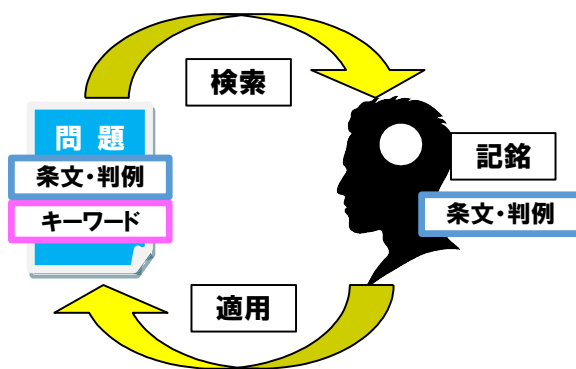
他方、「記憶」が不十分な場合の典型が、選択肢を二択まで絞れたにもかかわらず、間違っている方を選んでしまった場合である。

「記憶」が不十分な場合、日頃の学習の中で、記憶の作業の時間を十分に取っているかどうかの問題となる。また、資格試験の学習においては、常に、①何を、②どのように記憶しておけば本試験で得点できるのかということを意識しておく必要がある。

(2) 検索

問題が解けるようになるためには、その問題を解くために必要な前提知識が「記憶」されていることが必要である。しかし、問題を解くために必要な前提知識が「記憶」されていたにもかかわらず、問題が解けない場合がしばしばある。例えば、あとで解答を見て、「ああ！あのことを書けば良かったのか！」というような場合である。

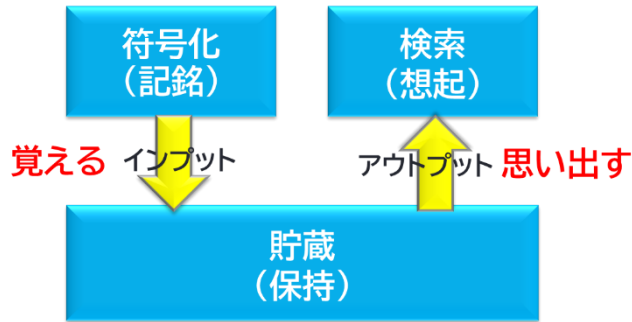
通常、問題を解くときには、各テーマごとに、問題文中の「キーワード」に反応して、その問題を解くために必要な前提知識を頭の中から「検索」していく。つまり、問題文中の「キーワード」というのは、その問題を解くために必要な前提知識を頭の中から「検索」する際のトリガー(引き金)となる重要なものである。



その意味では、問題文中の「キーワード」に気づくかどうか、問題を解くうえでも、かなり重要な要因となってくる。

したがって、問題が解けるようになるためには、各テーマごと、問題文中の「キーワード」から前提知識を「検索」していく、いわゆる「検索」パターンを作っておくのが効果的といえる。問題を解く時間が遅く、本試験でも時間が大幅に足りなくなる方は、この前提知識の「検索」が上手く出来ていないのが、ひとつの要因ではないかと思われる。

通常、受験業界では、問題を「解く」ことがアウトプットと云われているが、本当は、問題を「解く」こと自体が重要なのではなく、その問題を解くのに必要な前提知識をスムーズに出力すること、すなわち、「検索」することができるかが重要なのである。



①符号化(記銘)→②貯蔵(保持)→③検索(想起)という記憶のプロセスからもわかるように、前提知識を記憶する際にも、検索(想起)が重要となる。したがって、日頃の学習においても、問題文中の「キーワード」から前提知識を「検索」していく、いわゆる「検索」トレーニング＝アクティブリコールを行っていくことは、前提知識を長期記憶に定着化させるためにも効果的な学習法といえる。

このアクティブリコール用のツールが総復習ノートである。総復習ノートのQ(問い)だけ見て、A(解答)がパッと出てくるか、知識の定着度を確認してみてください。

(3) 適用

知識優位型の問題であれば、前提知識の①「記憶」と②「検索」がきちんと出来れば理論上は、解答を導けるはずである。これに対して、現場思考型の問題の場合、最後のステップである、③「適用」(あてはめ)が上手に出来ないため、解答を導くことができないケースが多々出てくる。

民法では、前提知識を事例に適用して解答を導いていく事例問題が多い。したがって、この「適用」(あてはめ)が上手に出来ない、民法においては、得点していくことが難しくなる。「適用」(あてはめ)が上手に出来るようになるためには、ある程度、「適用」(あてはめ)のトレーニングが必要となるが、この「適用」(あてはめ)にも、一定のパターンがあるので、「適用」(あてはめ)のパターンを習得していくのが効果的である。



問題 民法で出題されている出題テーマ名を各分野、10個ずつ書きなさい。

(1) 民法総則

①	⑥
②	⑦
③	⑧
④	⑨
⑤	⑩

(2) 物権

①	⑥
②	⑦
③	⑧
④	⑨
⑤	⑩

(3) 債権総論

①	⑥
②	⑦
③	⑧
④	⑨
⑤	⑩

(4) 債権各論

①	⑥
②	⑦
③	⑧
④	⑨
⑤	⑩



02-1 虚偽表示

図表 虚偽表示

	内 容
意 義	虚偽表示とは、相手方と通じてなした虚偽の意思表示のことをいう。
要 件	① 表示上の効果意思と内心的効果意思が一致しないこと ② 表意者が自分でそのことを知っていること ③ 相手方と通謀すること
効 果	虚偽表示による意思表示は、無効である（94条1項）。表意者も相手方も、それが真意ではないことを知っているため、その意思表示に法的な拘束力を認める必要性がないからである。
第三者保護	<p>虚偽表示による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない(94条2項)。したがって、善意の第三者は、94条2項によって保護される。</p> <p>「善意」とは、通謀虚偽表示であることを知らないことをいう。判例は、善意であればよく、無過失は不要とする（大判昭12.8.10）。</p> <p>「第三者」とは、虚偽表示の当事者及びその包括承継人以外の者であって、虚偽表示に基づいて新たに独立した法律上の利害関係を有するに至った者をいう（大判大9.7.23）。なお、判例は、第三者として保護されるためには、登記は不要としている（最判昭44.5.27）。また、虚偽表示の相手方との間で右表示の目的につき直接取引関係に立った者のみならず、その者からの転得者もまた右条項にいう第三者にあたるとしている（最判昭45.7.24）。</p> <p>「対抗できない」とは、当事者は善意の第三者に対して無効の主張ができないが、善意の第三者からは、有効無効いずれの主張もできることをいう。</p>

図表 94条2項の「第三者」

第三者にあたる者	第三者にあたらぬ者
① 不動産の仮装譲受人からの譲受人（最判昭28.10.1）	① 債権の仮装譲受人から取立てのために債権を譲り受けた者（大判大9.10.18）
② 不動産の仮装譲受人から抵当権の設定を受けた者（大判大4.12.17）	② 土地の賃借人が借地上の建物を仮装譲渡した場合の土地賃貸人（最判昭38.11.28）
③ 仮装債権の譲受人（大判昭13.12.17）	③ 土地の仮装譲受人からその土地上の建物を賃借した者（最判昭57.6.8）
④ 虚偽表示の目的物に対して差押えをした仮装譲受人の債権者（最判昭48.6.28）	④ 一番抵当権が仮装で放棄された場合の二番抵当権者（大判明33.5.7）
⑤ 仮装譲受人が破産した場合の破産管財人（大判昭8.12.19）	⑤ 一般債権者（大判大9.7.23）

02-2 錯 誤

図表 錯 誤

	内 容	
意 義	<p>錯誤による意思表示とは、表意者が、表示行為から推断される意思と自己の効果意思とが一致しないことを認識せずに行った意思表示をいう。</p>	
種 類	表示の錯誤	動機の錯誤（基礎事情の錯誤）
要 件	<p>① その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであること</p> <p>「法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なもの」とは、表意者が意思表示の主要な部分とし、この点につき錯誤がなかったならば表意者は意思表示をしなかったであろうし、一般人もそのような意思表示をしなかったであろうと認められるものをいう（大判大7.10.3）。</p> <p>② 表意者の重大な過失によるものでないこと</p> <p>ア 原則</p> <p>表意者に重過失がある場合は、表意者は、錯誤を理由とする意思表示の取消しをすることができない（95条3項）。</p> <p>イ 例外</p> <p>表意者に重過失がある場合でも、①相手方が表意者に錯誤があることを知り、または重大な過失によって知らなかったとき、②相手方が表意者と同一の錯誤に陥っていたとき（共通錯誤）は、意思表示の取消しをすることができる（95条3項各号）。</p>	<p>③ その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていること</p> <p>「その事情が法律行為の基礎とされていることが表示されていること」とは、その事情が法律行為の当然の前提となっていることが相手方に対して表示されていた場合であり、黙示的に表示されていた場合も含むと解される。</p>
効 果	<p>錯誤による意思表示は、取り消すことができる（95条本文）。</p>	
第三者保護	<p>錯誤による意思表示の取消しは、善意無過失の第三者に対抗することができない（95条4項）。</p> <p>95条4項は、錯誤における本人（表意者）の帰責性が小さいことを考慮して、第三者は、意思表示の取消しにつき、善意無過失でなければ保護されないとしている。</p>	

02-3 時効

図表 時効の援用

	内 容
意 義	時効の援用とは、時効の利益を受けることができる者が、実際に時効の利益を受ける意思表示のことをいう。時効が完成した場合に、その利益を享受するか否かの本人の意思を尊重するために設けられている。
時効の完成と時効の援用	民法では時効の完成によって、権利を取得または権利が消滅する（162条、166条）。 もっとも、判例は、民法が145条で時効の援用を求めていることから、時効の完成によって権利の得喪は当然には起こらず、時効の援用によってはじめて権利の得喪が生じるとする（停止条件説 最判昭61.3.17）。
援用権者	時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない（145条）。判例は、「当事者」とは、時効により直接利益を受ける者及びその承継人をいうと解している（大判明43.1.25）。
効 力	相対効。数人の援用権者がいる場合、援用権者の意思の尊重から、援用した者にのみその効果が発生する。

図表 援用権者

援用権者にあたる者	援用権者にあたらぬ者
<ul style="list-style-type: none"> ① 保証人（145条かつこ書） ② 連帯保証人（145条かつこ書） ③ 物上保証人（145条かつこ書） ④ 抵当不動産の第三取得者（145条かつこ書） ⑤ 売買予約の仮登記のなされている不動産の第三取得者（最判平2.6.5） ⑥ 被保全債権の消滅時効について詐害行為の受益者（最判平10.6.22） 	<ul style="list-style-type: none"> ① 一般債権者 ② 表見相続人からの譲受人（相続回復請求権の消滅時効について） ③ 敷地所有権の取得時効が問題となる土地上の建物の賃借人（敷地所有権の取得時効について）（最判昭44.7.15） ④ 後順位抵当権者（先順位抵当権者の被担保債権の消滅時効の援用）（最判平11.10.21）

図表 債権の消滅時効

	主観的起算点	客観的起算点
原 則	5年 (166条1項1号)	10年 (166条1項2号)
不法行為に基づく損害賠償	3年 (724条1号)	20年 (724条2号)
人の生命または身体の侵害による損害賠償	5年 (166条1項1号)	20年 (167条)
人の生命または身体を害する不法行為による損害賠償	5年 (724条の2)	20年 (724条2号)

※ 確定判決または確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利については、10年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10年とする（169条1項）。

02-4 時効取得と登記

図表 時効取得と登記

	時効完成前の第三者	時効完成後の第三者
結論	Cが、時効完成前に登場した第三者である場合、Cは保護されない（最判昭41.11.22）。	Cが時効完成後に登場した第三者である場合、CはAと対抗関係に立つため、登記を備えていなければ保護されない（177条 大連判大14.7.8、最判昭33.8.28）。 なお、判例は、さらにその後、取得時効に必要な期間の占有を継続すれば、Aは改めてCに対し取得時効の主張ができるとする（最判昭36.7.20）。 もっとも、この場合に、Aが登記なくしてCに時効取得を主張するために占有開始時を自己の意思によって変更することはできないとしている（最判昭35.7.27）。
理由	Aが時効完成した際の所有者はCであり、Cは当事者であるから、Aは、Cに対して登記なくして時効取得の主張ができる。	この場合、あたかもBからA、BからCへの二重譲渡があった場合と同視できるので、AC間は、対抗関係として処理される。

判例 時効取得と登記

判旨	甲が時効取得した不動産について、その取得時効完成後に乙が当該不動産の譲渡を受けて所有権移転登記を了した場合において、乙が、当該不動産の譲渡を受けた時点において、甲が多年にわたり当該不動産を占有している事実を認識しており、甲の登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情が存在するときは、乙は背信的悪意者に当たるといふべきである。取得時効の成否については、その要件の充足の有無が容易に認識・判断することができないものであることにかんがみると、乙において、甲が取得時効の成立要件を充足していることをすべて具体的に認識していなくても、背信的悪意者と認められる場合があるといふべきであるが、その場合であっても、少なくとも、乙が甲による多年にわたる占有継続の事実を認識している必要があると解すべきであるからである（最判平18.1.17）。
判旨	不動産の取得時効の完成後、所有権移転登記がされることのないまま、第三者が原所有者から抵当権の設定を受けて抵当権設定登記を了した場合において、上記不動産の時効取得者である占有者が、その後引き続き時効取得に必要な期間占有を継続したときは、上記占有者が上記抵当権の存在を容認していたなど抵当権の消滅を妨げる特段の事情がない限り、上記占有者は、上記不動産を時効取得し、その結果、上記抵当権は消滅すると解するのが相当である（最判平24.3.16）。

02-5 留置権

図表 留置権

	内 容
意 義	留置権とは、他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有する場合に、その債権の弁済を受けるまでその物を留置することにより、債権の弁済を強制する権利をいう（295条）。
性 質	留置権は、法定担保物権であり、付従性・随伴性・不可分性が認められるが、優先弁済効は認められない。そのため、優先弁済効がある担保物権に認められている物上代位性も認められないこととなる。

図表 成立要件

	内 容
① 留置権者が他人の物を占有していること	他人の物とは、被担保債権の債務者の所有物に限らず、第三者所有物でもよい（最判昭47.11.16）。
② 物に関して生じた債権であること（牽連性）	留置権によって保全される債権は、その物に関して生じたものでなければならない。これを、債権と物の牽連性という。
③ 留置権者の被担保債権が履行期にあること	有益費償還請求について、裁判所が期限の利益を許与した場合（196条2項）には、弁済期が到来していても占有者は留置権を失うことになる。
④ 占有が不法行為によって始まったものではないこと	判例は、当初適法に有していた占有権原を後に失って、もはや占有すべき権利のないことを知りながら、他人の物を占有する場合も、本条2項が類推適用されるとしている（最判昭46.7.16）。

図表 牽連性

判例が肯定したもの	判例が否定したもの
<p>① 費用償還請求権 賃借人が借りている建物に必要費・有益費を加えた場合、費用のみならず建物全体を留置できる（最判昭14.4.28）。</p> <p>② 建物買取請求権 建物買取請求権に基づく代金債権を被担保債権として、建物を留置し、その反射的效果として土地も留置することができる（大判昭18.2.18）。</p> <p>③ 譲渡担保事例 譲渡担保権設定者は、譲渡担保権の実行として譲渡された不動産を取得した者からの明渡請求に対し、譲渡担保権者に対する清算金支払請求権を被担保債権とする留置権を主張することができる（最判平9.4.11）。</p>	<p>① 造作買取請求権 造作買取請求権に基づく代金債権を被担保債権として建物を留置することはできない（最判昭29.1.14）。</p> <p>② 敷金返還請求権 敷金返還請求権を被担保債権として建物を留置することはできない（最判昭49.9.2）。</p> <p>③ 二重譲渡事例 不動産が二重売買され、第二買主が先に所有権移転登記を経由したため、第一買主が所有権を取得できなくなったことにより、売主に対し取得した履行不能による損害賠償債権を被担保債権として不動産を留置することはできない（最判昭43.11.21）。</p> <p>④ 他人物売買事例 他人の物の売買による買主が、その物の真の所有者から返還請求を受けた場合に、売主の債務不履行に基づく損害賠償債権を被担保債権として他人の物を留置することはできない（最判昭51.6.17）。</p>



1

はじめに

1 記述式の配点

記述式は、300点中、配点が60点というように、全体の2割を占める。行政法は、112点中20点(約18%)であるが、民法は、76点中40点(約53%)というように、択一式よりも、記述式の方が配点が高くなっている。したがって、民法については、記述式を意識した学習を早いうちから始めていくのが得策といえる。

	択一式	記述式	多肢選択式	合計
行政法	/76	/20	/16	/112
民法	/36	/40	/	/76
基礎知識	一般知識		/	
	諸法令			
	情報		/	/56
	文章理解		/	
憲法	/20		/8	/28
商法	/20		/	/20
基礎法学	/8		/	/8

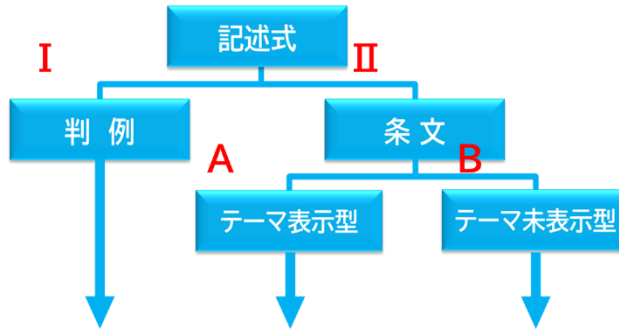
2 記述式対策の時期

また、行政書士試験の場合、毎年、記述式次第という人が多いように、記述式を除いた得点が150点前後のボーダーラインの場合、記述式の出来不出来が合否に大きな影響を及ぼすため、記述式対策は、早め早めに始めた方が、合格により近づくといえる。

そこで、記述式対策を早め早めに始める前に、まずは、記述式では、どのようなことが問われているのか、その出題傾向をしっかりと掴むことが大切である。

1 記述式の出題

記述式の出題は、大きく、判例の理由付けを問う判例系（Ⅰ）と、条文の知識を問う条文系（Ⅱ）の2つに分類することができる。



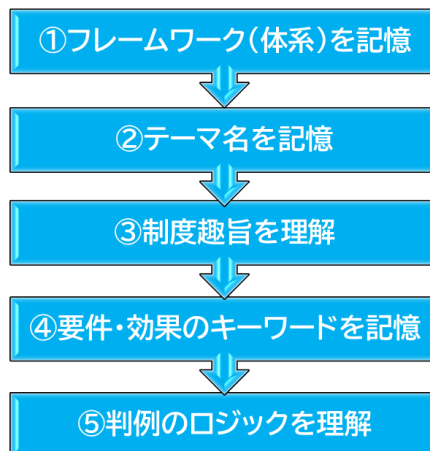
2 判例系

判例系（Ⅰ）では、民法は、令和4年の問題45や令和7年の問題45、行政法は、令和6年の問題44のように、判例の結論ではなく、その結論を導く理由付けを聞いているため、日頃の勉強においても、判例の結論だけでなく、どうしてそのような結論になるのか、その理由付けなど判例のロジックを理解しておくことが重要になる。

日頃の勉強においても、少し長めの判旨が引用されたテキストや判例集などを使って、判例のロジックを理解する学習をしていくことが、そのまま記述式対策になる。

3 条文系

他方、条文系（Ⅱ）は、何のテーマの問題なのか、テーマ名が問題文の中に書かれているテーマ表示型（A）と、何のテーマの問題なのか、テーマ名が問題文の中に書かれていないテーマ未表示型（B）の問題がある。



1 テーマ表示型

民法のテーマ表示型（A）の問題については、条文の要件・効果のキーワードを書かせる問題が中心となっている。重要なテーマの要件・効果については、そのキーワードをしっかりと書けるレベルまで、記憶しておくことが必要となる。

		出題テーマ	出題形式	テーマ
30	問題45	制限行為能力制度	要件・請求権型	表示型
	問題46	贈与契約の撤回	要件・請求権型	表示型
1	問題45	共有物の管理・変更	要件型	表示型
	問題46	第三者のためにする契約	要件型	未表示型
2	問題45	第三者詐欺	要件型	未表示型
	問題46	背信的悪意者	判例趣旨型	表示型
3	問題45	譲渡制限特約	要件型	表示型
	問題46	土地工作物責任	請求権型	表示型
4	問題45	無権代理と相続	判例趣旨型	表示型
	問題46	債権者代位権の転用	請求権型	未表示型
5	問題45	抵当権に基づく物上代位	要件・請求権型	未表示型
	問題46	請負の契約不適合責任	請求権型	未表示型
6	問題45	動産先取特権	請求権型	未表示型
	問題46	登記請求権の代位行使	請求権型	未表示型
7	問題45	日常家事債務と表見代理	判例趣旨型	未表示型
	問題46	事務管理	請求権型	未表示型

2 テーマ未表示型

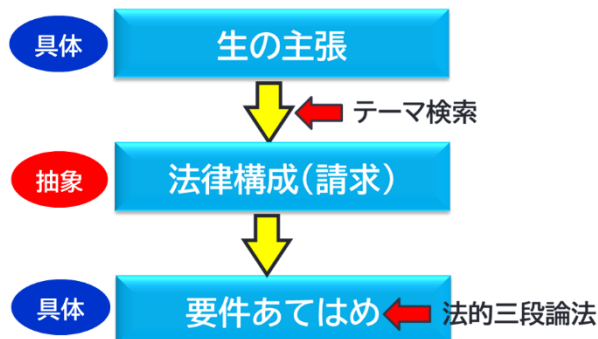
他方、テーマ未表示型（B）の問題については、何のテーマの問題なのか、そのテーマ名を書く必要があるため、テーマ表示型の問題に比べると難易度は高くなる。

本試験において、解答とは全く違うテーマ名を書いてしまったり、何のテーマの話なのか全く分からず、白紙答案となっている人が多いのも、このテーマ未表示型の問題である。

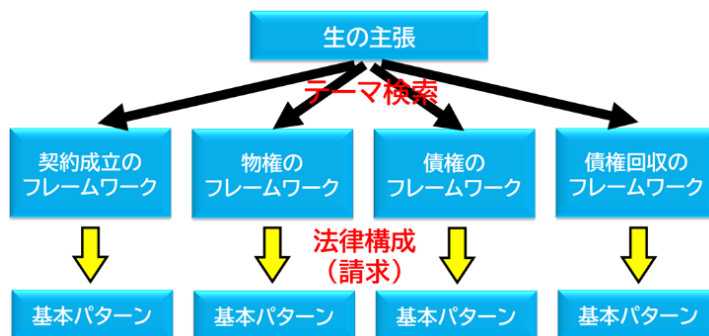
テーマ未表示型（B）の問題の対策としては、択一式の過去問を、単に、○×で何回も繰り返し解くだけの学習ではなく、民法の全体構造を掴む体系的理解が重要になってきます。

また、本試験では、具体的な事例から抽象的な条文のテーマ名を書かせる具体→抽象型の問題が中心になっているので、日頃の学習においても、少し長めの事例を使ったテーマ検索のトレーニングをしていくと効果的である。

その意味で、日頃の学習において、思考のフレームワークを使ったアタマの使い方（問題の解き方）を習得しておくことが効果的である。



記述式マスター総合講座及びリーダーズゼミ11期生において、問題を解く際の思考のフレームワークと、4つのフレームワークと基本パターンを使った、民法の記述式対策を行っていく。



4

問題演習

問題1 Aは、Bに対して、Aの事業に必要な原材料を適切な価格で調達することを目的として原材料甲を仕入れる代理権付与したが、Bは、次第にその立場を利用して自己の利益を得ようとするようになった。そこで、Bは、Aを代理して第三者Cから原材料甲を買い受ける契約を締結した。しかし、その購入は本来の目的であるAの事業のためではなく、自己の利益を得る目的のためのものであった。その後、Bは、第三者Cから取得した原材料甲を、Aに引き渡すことなく、別の取引先Dに対して転売し、これをAに報告することもなく、その代金を自己の利益として着服した。このような場合、第三者Cが、Aに対して、原材料甲の代金を請求することができるのは、どのような場合か。必要に応じて場合分けをしながら、40字程度で記述しなさい。

《ステップ1》 生の主張

《ステップ2》 テーマ検索

《ステップ3》 法律構成(請求)

《ステップ4》 要件あてはめ

問題2 Aは、知人であるBから、B所有の甲動産を必要な期間だけ使用し、その後、Bに返還するという約束のもと無償で借り受け、自身の事業のために使用していた。ところがある日、第三者Cが、Aの事務所に立ち入り、Aが気づかないうちに甲動産を持ち出して盗み去った。Aはその事実にはしばらく気づかずにいたが、後日、甲動産が事務所からなくなっていることに気づき、周囲を調べた結果、Cがこれを持ち出した可能性があることを知った。さらにその後、Cは盗み出した甲動産をDに対して売却し、Dは甲動産を取得して占有するに至っている。Aとしては、Bから借り受けている物である以上、Bに返還しなければならないため、自らの手で甲動産を取り戻したいと考えている。そこで、Aは、現在甲動産を占有しているDに対して、何らかの法的手段をとることを検討している。Aは、Dがどのような場合、いつまでに、どのような訴えを提起すれば、甲動産の返還を請求することができるか。「Aは、」に続けて40字程度で記述しなさい。なお、「Aは、」は、字数に算入しない。

《ステップ1》 生の主張

《ステップ2》 テーマ検索

《ステップ3》 法律構成(請求)

《ステップ4》 要件あてはめ

パーフェクト過去問徹底攻略講座 民法 vol.1

	分野	テーマ	2026 パーフェクト過去問集	サブノート210
総則	1 権利能力	① 失踪宣告	問題1、2、5、6	
		② 権利能力なき社团	問題3、4	
	2 制限行為能力		問題7~12	問題3、6
	3 意思表示	① 心裡留保	問題17、20	
		② 虚偽表示	問題14、17、21、26	問題17
		③ 錯誤	問題16、19、24、25	問題18
		④ 詐欺・強迫	問題18、22、27	
		⑤ 総合	問題23	
	4 代理	① 総合	問題28、29、31、32、35	問題23
		② 無権代理	問題30、33、34、36、37	問題24、27
		③ 表見代理	問題35、41	問題25
	5 無効と取消し		問題42、43、44	問題30
6 時効	① 時効の援用権者	問題47、49、50、52	問題34	
	② 取得時効	問題48、50		
	③ 消滅時効	問題46、53、54、55		
	④ 完成猶予・更新	問題51	問題33	
	⑤ 総合	問題	問題35	
物権	7 物権的請求権		問題56、58、59、60	問題36
	8 不動産物権変動	① 177条の第三者	問題66、67	問題41
		② 取消と登記、解除と登記	問題64	
		③ 時効取得と登記	問題62、63	
		④ 相続と登記	問題70	問題40
		⑤ 混同	問題71	
		⑥ 総合	問題65、68、69	
	9 動産物権変動	① 動産物権変動	問題74	
		② 即時取得	問題72、75~79	問題43
	10 占有権	① 占有権	問題80~84	問題46、47
	11 所有権	① 原始取得	問題85	
		② 添付	問題86	
		③ 相隣関係と地役権	問題87~91、99	問題51
		④ 共有	問題92~98	問題49、50
	12 用益物権	① 地上権	問題100、101	
	13 留置権	① 留置権	問題102、103、105	問題54
		② 留置権と同時履行の抗弁権の比較	問題104、105	
14 先取特権		問題107、108、109	問題55	
15 質権		問題110、111、112		
16 抵当権	① 抵当権の効力の及ぶ範囲	問題116、121、	問題58	
	② 物上代位	問題118、123、125、127		
	③ 法定地上権	問題119、122、126	問題63、64	
	④ 抵当権侵害	問題113、128	問題59	
	⑤ 根抵当権	問題114、115、117、120		
17 譲渡担保		問題129、130		

パーフェクト過去問徹底攻略講座 民法 vol.2

	分野	テーマ	パーフェクト過去問集	サブノート210
債権総論	17 債権の種類		問題132～136	問題73
	18 債務不履行	① 債務不履行	問題137～143	問題72、83
		② 受領遅滞	問題144、145	
	19 責任財産の保全	① 債権者代位権	問題146～150	問題84、85
		② 詐害行為取消権	問題151～155	問題87
	20 多数当事者の債権関係	① 連帯債務・連帯債権	問題156～161	問題89、90
		② 保証	問題162～169	問題92
	21 債権譲渡	① 譲渡制限特約	問題171、173、174、175	
		② 対抗要件	問題170、172、176	問題95
		③ 債務引受	問題177、178	問題97
22 債務の消滅	① 第三者弁済	問題186		
	② 受領権者として外観を有する者に対する弁済	問題182	問題102	
	③ 代物弁済	問題179、180、185		
	④ 弁済による代位	問題183、184		
	⑤ 相殺	問題187～191	問題106	
債権各論	23 契約の成立	① 申込と承諾	問題192～194	問題108
	24 契約の効力	① 同時履行の抗弁権	問題195、196	
		② 契約の解除	問題198～203	問題113、115
		③ 定型約款	問題204、205	
	25 売買型契約	① 贈与契約	問題206～210	
		② 手付け	問題211、212	
		③ 契約不適合責任	問題214～216	問題122
		④ 他人物売買	問題213、218、219	問題121
	26 貸借型契約	① 貸貸人の地位の移転	問題224、225	問題128
		② 敷金関係	問題235	
		③ 譲渡転貸	問題226、229、230、464、233	問題126、129
		④ 不法占拠者排除パターン	問題231、234	
		⑤ 使用貸借契約	問題222、223、227	問題130
	27 役務提供型契約	① 請負契約	問題238～241	
		② 委任契約	問題242、243	
28 事務管理		問題248～252	問題141、142	
29 不当利得		問題253～255	問題144、147	
30 不法行為	① 生命侵害	問題256、266	問題165	
	② 過失相殺	問題257、259、265	問題168	
	③ 使用者責任	問題261、264、267	問題159、160	
	④ 監督義務者責任	問題261、274	問題157	
	⑤ 共同不法行為と求償	問題262、264、267		
	⑥ 債務不履行責任と不法行為責任の比較	問題275		
	⑦ 正当防衛・緊急避難	問題258、273		
	⑧ 医療過誤	問題259、260、263		
	⑨ 総合	問題261、268、274		
家族法	31 婚姻・離婚	① 婚姻	問題276～278	問題177
		② 離婚	問題279～281	
	32 親子	① 養子縁組	問題283、284、286	
		② 嫡出子	問題285、289	問題183
		③ 非嫡出子	問題282、288	
		④ 親権	問題287	問題189～191
	33 相続	① 相続人	問題294～297	
② 遺産分割		問題292、299、300		
③ 遺言		問題301、302	問題201	
④ 配偶者居住権		問題303、304	問題208、209	
⑤ 遺留分		問題305		

【民法☆解法ナビゲーション講義 出題テーマ】

問題	分野	テーマ	ページ
1	総則	権利能力なき社団	3
2	総則	失踪宣告	9
3	総則	制限行為能力	15
4	総則	虚偽表示	23
5	総則	錯誤	31
6	総則	代理	39
7	総則	無権代理	45
8	総則	時効	53
9	物権	物権的請求権	61
10	物権	177条の第三者	69
11	物権	不動産物権変動と登記①	75
12	物権	不動産物権変動と登記②	83
13	物権	即時取得	89
14	物権	混同	97
15	物権	占有権	101
16	物権	共有	109
17	物権	地上権	117
18	物権	相隣関係と地役権	123
19	担保物権	留置権	129
20	担保物権	質権	137
21	担保物権	先取特権	143
22	担保物権	抵当権の効力	151
23	担保物権	物上代位	157
24	担保物権	法定地上権	163
25	担保物権	根抵当権	171
26	担保物権	譲渡担保	179
27	債権総論	債務不履行	187
28	債権総論	債権者代位権	195
29	債権総論	詐害行為取消権	203
30	債権総論	連帯債務	211
31	債権総論	保証	219
32	債権総論	債権譲渡	227
33	債権総論	債務引受	233
34	債権総論	弁済	237
35	債権総論	相殺	243
36	債権各論	契約の成立	249
37	債権各論	第三者のためにする契約	255
38	債権各論	同時履行の抗弁権	261
39	債権各論	契約の解除	267
40	債権各論	贈与契約	275
41	債権各論	契約不適合責任	281
42	債権各論	賃貸借契約①	287
43	債権各論	賃貸借契約②	293
44	債権各論	委任契約	299
45	債権各論	事務管理	305
46	債権各論	不当利得	311
47	債権各論	不法行為①	317
48	債権各論	不法行為②	325
49	親族	婚姻・離婚	333
50	親族	嫡出子・非嫡出子	339
51	親族	養子縁組	345
52	親族	利益相反行為	349
53	相続	相続①	353
54	相続	相続②	359
55	相続	相続③	365

対象 **初学者** **学習経験者**

リーダーズゼミ



- ① 資格試験の“正しい勉強法”と“思考プロセス”の習得
- ② 学習の「受動」から「能動」への転換
- ③ ゼミ生同士の切磋琢磨とモチベーションの向上

辰巳・東京本校 LIVE + オンライン LIVE (Zoom)

どのレベルからでも、確かな一歩を!あなたに合ったゼミがあります。
学習の出発点も、積み上げた経験も、それぞれに最適なステージをご用意!

リーダーズゼミ☆3つの効用

① 資格試験の“正しい勉強法”と“思考プロセス”の習得

独学だと、自分のどこが弱点なのか、なぜ得点が伸びないのかを客観的に把握するのが難しいものです。ゼミでは、講師とゼミ生とのやり取りの中で、自分の理解のズレ、勉強法の偏り、思考の癖などが明らかになり、また、講師によるフィードバックにより、正しい方向に学びを修正することができます。

② 学習の「受動」から「能動」への転換

通常の講義では、講義を聞いて理解することが中心ですが、ゼミでは、他者に説明する双方向の対話によって、理解がより深まります。これにより、「わかる」から「使える」知識へと転化し、応用問題にも強くなります。特に、記述式や事例問題に効果的です。

③ ゼミ生同士の切磋琢磨とモチベーションの向上

一人では続けにくい資格試験の勉強も、ゼミ生同士で進捗を共有したり、弱点を補い合ったりすることでモチベーションが持続します。他のゼミ生の思考、質問、解き方などから新しい気づきを得ることもできます。

リーダーズ総合研究所では、受講者のレベルに応じて、3つのゼミをご用意しております。

- ※各ゼミ定員東京 Live5名 + オンライン 15名
- ※各クラス開講 1週間前の時点で最少催行人数(6名)に満たない場合はゼミを実施しない事があります。
- ※ゼミ(プレゼミ含む)は収録しません。

■ 2026 年向け本科生割引

割引対象者

2026年向けプレミア☆合格スタンダード講座本科生、基本書フレームワーク講座本科生(各強化コース含)、上級ファンダメンタル講座本科生(各強化コース含)、速習スプリンター☆合格スタンダード講座本科生。

総復習ノート、パーフェクト過去問集は各講座で配付されているものをご使用ください。

※上記の割引対象者の方には割引相当額のクーポンコードを送信いたします。お申込みまでに届いていない方は下記までお問い合わせください。

また、代理店等で割引対象の講座をお申込みでメールアドレスを登録されていない方は以下までご連絡ください。

gy-info@tatsumi.co.jp

対象 **学習経験者**

(中級レベル以上)

記述式&事例問題に
強くなる!

リーダーズゼミ (11期生) 山田クラス

リーダーズ総合研究所
山田斉明講師



●プレゼミ (無料)

オンラインLIVE **4/12**(日)

●東京LIVE&オンラインLIVE

4/26(日) 開講

講座仕様

時間

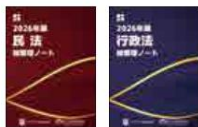
全7回・35時間

教材

① 2026年版☆パーフェクト過去問集
(民法・行政法) ※無料配布



② 2026年版
リーダーズ式☆総整理ノート
(民法・行政法) ※無料配布



③ 2026年版☆総復習ノート※無料配布

④ 事例集 (各自購入)
民法: 民法演習サブノート 210問
第3版 (弘文堂)

行政法: 行政法演習サブノート
210問 (弘文堂)

⑤ 六法 (各自持参)

プレゼミ [無料] の申込方法

下記二次元QRコードよりアクセスして
必要事項をご登録ください。
折り返し、プレゼミ
のZoomURLをメールにて返信いた
します。



山田クラスの申込方法

定員制のため、WEB
でのお申込みのみと
なります。右記から
お申込みください。



記述式&事例問題に強くなる!

再受験生のやるべき学習は、今まで学習した知識を、本試験の現場で使えるように集約化していくことです(知識の「使える化」)。もっとも、民法の事例問題や記述式の問題がなかなか解けるようにならずに、受験回数を重ねている方が多いのではないのでしょうか。そこで、山田クラスでは、事例問題を検討しながら、記述式も含めた事例問題の解き方やアプローチの仕方などを、講師とゼミ生との双方向形式で伝授していきます。

また、山田クラスでは、出題予想の視点から、知識を集約化し、記憶すべき知識を明確にしていますので、ゼミ生の皆さんは、ゼミの中で学習したことを、リーダーズ式☆総整理ノートに集約し、記憶をすることで、得点を大きく伸ばすことができます。

知識を単に覚えるだけでは、なかなか合格できません。大切なのは「使える知識」に変えること。山田クラスで、実践力を徹底的に鍛え、合格を掴み取りましょう!

スケジュール

回数	科目	日時	回数	科目	日時
0	プレ	4/12(日) 14:00-16:30	5	行政法	8/9(日) 11:00-17:00
1	民法	4/26(日) 11:00-17:00	6	行政法	8/30(日) 11:00-17:00
2		5/17(日) 11:00-17:00	7		9/20(日) 11:00-17:00
3		6/14(日) 11:00-17:00			
4		7/12(日) 11:00-17:00			

※各回途中1時間休憩あり

受講料 (税込)

	受講料			
	東京本校通学LIVE		オンラインLIVE (Zoom)	
	講座コード	振込価格	講座コード	振込価格
一般受講価格	G6106H	¥97,000	G6106T	¥97,000
2026年向け本科生割引	G6107H	¥87,000	G6107T	¥87,000

■申込受付終了日: 2026年4月19日 (日)

自合格のリーダーズゼミ受講者の声

2021年度行政書士試験合格者 鈴木 香さん

①受講目的

受講の目的は記述得点を上げるためでした。前年度記述が4点と振るわなかった私が、合格するためにやるべきことは**記述点数をいかにしてアップするか?が課題**でした。以前から山田先生のゼミも受講したいと思っておりましたが、遠方で対面授業は難しいと断念していたところ、Zoomでの参加が可能ということで受講させていただけました。

②ゼミを受講してよかった点

Zoomゼミなので、最初は教室授業とは感覚が違う?では、不安も実はありました。しかし、先生の質問に対し受け答えるのは教室講義と一緒、少人数ですので自分の順番もあつという間に来ます。ゼミの一週間以上前に先生から範囲を指定していたので予習するよう課題があります。そのため、一度教わった箇所を再度みるので、復習にもなりとても良かったです。またゼミの最初には、毎回小テストがあり、その範囲も事前に指示されますので、テストを受ける時は満点を常に目指していました。図表問題も出題されたので、早めに見えられ、とても良かったです。

③ゼミを受講して全体の感想

民法→民法演習サブノート210問(注:2021年教材)。行政法→基礎演習行政法を使用。こちらの教材で、事前に問題を解きゼミで山田先生からの説明を受けました。また違う角度でも説明いただけますので、より法律知識が深まっていき、さらに先生の図解のおかげで、ぼろぼろな知識がまとまっていく感じでした。**山田先生は勉強法についても、詳しく教えてくださいました。私は今まで間違っていた勉強法をやって合格できなかったのもあるので、ゼミで勉強法を聞くこともでき良かったです。**ゼミでは、参加者の方の能力や勉強の進み具合も知ることができ、この点においても自分のモチベーションアップにつながるものでしたので受講してよかったと思います。

対象 **学習経験者**

(中級～上級レベル)

頭の使い方に焦点を当て、
法的思考力を養成!

リーダーズゼミ 竹内クラス

リーダーズ総合研究所
竹内千佳講師



●プレゼミ (無料)

オンラインLIVE **3/29** (日)

●東京LIVE & オンラインLIVE

4/19 (日) 開講

講座仕様

時間

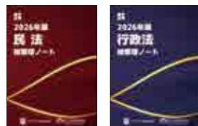
全7回・28時間

教材

① 2026年版☆パーフェクト過去問集
(民法・行政法) ※無料配布



② 2026年版
リーダーズ式☆総整理ノート
(民法・行政法) ※無料配布



③ 2026年版☆総復習ノート
※無料配布

④ オリジナルレジュメ
⑤ 六法 (各自持参)

プレゼミ [無料] の申込方法

右記二次元バーコードよりアクセスして必要事項をご登録ください。
折り返し、プレゼミのZoomURLをメールにて返信いたします。



竹内クラスの申込方法

定員制のため、WEBでのお申込みのみとなります。右記からお申込みください。



頭の使い方に焦点を当て、法的思考力を養成!

竹内クラスでは、インプットテキスト(総整理ノート等)を使用した基礎知識の確認と、オリジナルレジュメを使用した問題解答能力の育成を行います。受講対象者は、主に上級ファンダメンタル講座の受講生や過去の受講生を対象としておりますが、新規の方であっても同レベルの学習経験があれば受講可能です。

ゼミでは、他資格を含めたオリジナル問題をその場で解いて頂き、その後、問題の解き方を分析し、関連知識の確認を行います。単に問題を解いて解答を確認するのではなく、その問題を解くにあたり、どのような知識をどのように活用するかという、頭の使い方に焦点を当て、法的思考力を養成していきます。順不同で指名して解答して頂きますので、いい意味で緊張感をもって、しっかりと学習でき、記憶として定着しやすい環境をつくることができます。

日頃の学習のペースメイクが欲しい方、一人での学習に不安のある方、合格に必要な知識とメンタルの強化を図りたい方は、ぜひご参加下さい。意欲ある方のご参加をお待ちしております。

スケジュール

回数	科目	日時	回数	科目	日時
0	プレ	3/29(日) 13:00-15:00	5	民法	8/16(日) 13:00-17:00
1	民法	4/19(日) 13:00-17:00	6		8/23(日) 13:00-17:00
2		5/24(日) 13:00-17:00	7		9/13(日) 13:00-17:00
3		6/21(日) 13:00-17:00	※途中休憩有		
4		7/19(日) 13:00-17:00			

受講料 (税込)

	受講料			
	東京本校通学LIVE		オンラインLIVE (Zoom)	
	講座コード	辰巳価格	講座コード	辰巳価格
一般受講価格	G6108H	¥77,000	G6108T	¥77,000
2026年向け本科生割引	G6109H	¥67,000	G6109T	¥67,000

■申込受付終了日: 2026年4月12日 (日)

対象 **学習経験者**

GW 特訓 1Day ☆ゼミ

短期集中
1日完結

東京 LIVE & オンライン同時中継 [Zoom]
大阪 LIVE

東京&大阪 LIVE



フレームワークで整理する民法

●東京LIVE&オンライン同時中継

●大阪LIVE

各日 10:00 ~ 17:00

4/29 (水・祝)

5/4 (月・祝)

※途中1時間休憩

講座仕様

時間

全1回・6時間

教材

オリジナルレジュメ (無料配付)

講師



リーダーズ総合研究所主任講師
山田 斉明 講師

●定員

東京 LIVE10名 + Zoom10名
大阪 LIVE10名

※ゼミ実施日1週間前の時点で最小催
行人数(6名)に満たない場合はゼミ
を実施しない場合があります。予めご
了承ください。

受講料 (税込)

1Day☆ゼミ	受講料	
	講座コード	原価価格
一般受講価格	G6126*	¥13,200
2026年向け本科生割引※	G6127*	¥11,900

講座コードの「*」の部分に次のコードをあてはめてください。
通学東京はH/大阪本校はK/オンラインLIVE (Zoom) はT

2026年向け本科生割引

※2026年向けプレミア☆合格スタンダード講座本科生、基本書フレームワーク講座本科生 (各強化コース含)、上級ファンダメンタル講座本科生 (各強化コース含)、速習スプリンター☆合格スタンダード講座本科生。

テキストは各講座で配付されているものをご使用ください。

※上記の割引対象者の方には割引相当額のクーポンコードを送信いたします。お申込みまでに届いていない方は下記までお問い合わせください。また、代理店等で割引対象の講座をお申込みでメールアドレスを登録されていない方は以下までご連絡ください。
gy-info@tatsumi.co.jp

リーダーズ総合研究所では、少人数制のリーダーズゼミを開講していますが、時間的、場所的な要因によって、なかなか参加することができない、という声をいただいております。

ゼミは、通常の講義とは異なり、講師と受講生との対話形式で行ってまいりますので、自分の理解が不十分なところや知識が曖昧なところが見えてくる、ととても有意義な学習の機会といえます。

そこで、GWに、通常のリーダーズゼミとは違う切り口から、1日完結の1dayゼミを、東京と大阪のライブで実施いたします。

今回のゼミでは、民法を横断的に整理することができる事例問題を使って、民法を体系的に、かつ、ロジカルに整理していきます。また、①生の主張→②法律構成→③要件あてはめの思考フレームワークと、モノ (物権) とカネ (債権) のフレームワークを使っていきますので、この2つのフレームワークを修得して、民法で問題を解決する際の頭の使い方を、是非、マスターしてみてください!

《過去の参加者の声》

- ・民法の勉強法が見えてきたところが大変良かった。
- ・今までにない取り組みができたところが大変良かった。
- ・記述式対策の勉強の動機付けとしてインパクトがあった。
- ・レジュメは、解説のみならず、要点が記された補助レジュメも付けていただき理解の助けになった。
- ・モノとカネを、一度に様々な事例からパターン化しており、問題の出し方が把握でき、併せて、知識の再確認にも役だった。
- ・とてもいい機会になりました。自分の知識がないのはどこで、ある知識が、大きなフレームのどこに位置づけられるのかを確認することができました。これを活かして、現場力を付けていければと思います。
- ・本日のように、事案にどう取り組めばいいのかを学べるようなものを期待します。
- ・明日から、またがんばる方向が見つかりました。ありがとうございました。

■申込受付終了日

東京本校 LIVE : 2026年4月22日 (水)
オンライン同時中継 [Zoom] : 2026年4月22日 (水)
大阪本校 LIVE : 2026年4月27日 (月)

リーダーズゼミ / 申込方法

1Dayゼミは定員制のためWEBでのお申込みのみとなります。下記からお申込みください。

<https://bit.ly/49F0q8V>





Readers ⇒ Leaders

リーダーズ総合研究所

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371 (代表) <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400 (代表)